

○秋田大学大学院先進ヘルスケア工学院規程

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第12条の規定に基づき、秋田大学大学院先進ヘルスケア工学院(以下「工学院」という。)に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 工学院は、超高齢社会における日常生活のヘルスケアから、医療の診断・治療・予後までの現場で起こる諸問題を、工学的側面から解決できる人材を養成することを目的とする。

(課程)

第3条 工学院の課程は、修士課程とする。

(研究科等連係課程実施基本組織)

第4条 工学院は、大学院学則第10条の3に規定する研究科等連係課程実施基本組織として、連係協力研究科等である大学院理工学研究科及び大学院医学系研究科(以下「両研究科」という。)との緊密な連係及び協力の下、両研究科が有する教員組織及び施設設備等の一部を用いて横断的な分野に係る教育課程を実施するものとする。

(授業科目及び単位数)

第5条 授業科目及びその単位数は、別表1のとおりとする。

(研究指導教員)

第6条 学生の研究指導を行うため、学生ごとに研究指導教員を定める。

(授業科目の履修)

第7条 学生は、必修科目及び選択科目を通じて、30単位以上を修得しなければならない。

2 履修方法等は、別表2のとおりとする。

3 履修しようとする授業科目は、研究指導教員の指導を受けて、学年の始めに所定の様式により届け出なければならない。

(教育方法の特例)

第8条 工学院における授業及び研究指導は、工学院教授会が教育上必要と認める場合に限り、夜間その他特定の時間又は時期において行う等の適当な方法により行うことができる。

2 教育方法の特例に関し必要な事項は、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第9条 学生が、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了すること(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

2 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

(副専門教育プログラム)

第10条 修士課程に、主として修学する分野(以下「主専門」という。)に係る教育課程のほか、異なる分野(以下「副専門」という。)に係る教育課程(以下「副専門教育プログラム」という。)を置く。

2 副専門教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(特別履修学部生)

第11条 工学院において、秋田大学理工学部在籍する者で学業成績が優秀と認められる者から修士課程で開講する授業科目の履修の申出があるときは、専攻長会議の議を経て、工学院院长は特別履修学部生としてその履修を許可することができる。

2 工学院における特別履修学部生の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(研究指導)

第12条 学生は、学位論文の作成等に関し、研究指導教員の指導を受けなければならない。

(単位の修得)

第13条 履修科目に係る単位修得の認定は、試験による。ただし、研究報告等の審査をもってこれに代えることができる。

2 単位の成績は、A、B、C及びDをもって表示し、A、B及びCを合格とする。

(学位論文の提出要件)

第14条 学位論文を提出できる者は、修士課程を修了するために必要な所定の単位(当該年度中に修得見込みの単位を含む。)を修得した者とする。

(最終試験)

第15条 最終試験は、修士課程を修了するために必要な所定の単位を修得した者につき、学位論文の審査が終わった後に行う。

(修士課程修了の判定)

第16条 工学院教授会は、最終試験終了後大学院学則第19条に規定する修了の要件に基づき、修士課程修了の可否を判定する。

(優れた業績を上げた者の在学期間の短縮)

第17条 大学院学則第19条並びに第21条のただし書に規定する優れた業績を上げた者の在学期間の短縮については、別に定める。

(補則)

第18条 この規程に定めるもののほか、教育課程及び履修方法等について必要な事項は、工学院教授会及び両研究科教育研究カウンシル又は運営カウンシルが定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 授業科目

先進ヘルスケア工学院

科目区分		授業科目	単位数			備考
			必修	選択	自由	
専 門 科 目	医学系専門科目	ヘルスケア工学概論	1			
		人体の構造と機能Ⅰ	1			
		人体の構造と機能Ⅱ	1			
		老年病学	1			
		ヘルスケア・医療機器学	1			
		ヘルスケア・医療情報学	1			
		医学実習	1			
		保健学実習	1			
		フィールドワーク	1			
		機器ディベート	1			
		医療倫理	1			
	高齢者センシング工学	1				
	工学系専門科目	工学基礎Ⅰ			1	
		工学基礎Ⅱ			1	
		人間感覚情報工学Ⅰ			1	
		人間感覚情報工学Ⅱ			1	
		ヘルスケアVR学Ⅰ			1	
		ヘルスケアVR学Ⅱ			1	
		画像情報学Ⅰ			1	
		画像情報学Ⅱ			1	
リモートセンシング工学Ⅰ				1		
リモートセンシング工学Ⅱ				1		
人間支援ソフトウェア工学Ⅰ				1		
人間支援ソフトウェア工学Ⅱ				1		
音と言葉の福祉情報工学Ⅰ				1		
音と言葉の福祉情報工学Ⅱ				1		
ヘルスケアデータ解析学				1		
生体信号処理工学Ⅰ				1		
生体信号処理工学Ⅱ				1		
ヘルスケア運動センシング学				1		
臨床バイオメカニクス				1		
運動支援ロボティクス			1			
ヘルスケア・医療機器制御工学Ⅰ			1			
ヘルスケア・医療機器制御工学Ⅱ			1			
ヘルスケア・福祉機器アクチュエータ工学Ⅰ			1			
ヘルスケア・福祉機器アクチュエータ工学Ⅱ			1			
応用電気磁気学特論			1			
生体物性学論			1			
マイクロ加工学特論			1			
生体材料加工学論			1			
電子制御機械工学特論			1			
光・AI治療工学			1			
科学技術者倫理特論	1					
インターンシップⅠ			1			
インターンシップⅡ			2			
先進ヘルスケア工学演習	1					
先進ヘルスケア工学課題研究	8					

科目区分	授業科目	単位数			備考
		必修	選択	自由	
MOT科目	地域産業アントレプレナー論		1		
	マーケティングとブランディング		1		
	ベンチャー起業論		1		
	地域資源と活性化		1		
	リスクマネジメント		1		
	情報技術とイノベーション		1		
	財務・金融工学		1		
	知的財産論		1		
	経営戦略論		1		
	消費者行動と心理		1		
	特許情報活用論		1		
	計		22	44	0

備考1 大学院学則第14条に基づき習得した単位(他の大学院)を、特別認定科目として4単位まで修了に必要な専門科目の単位に含めることができる。

備考2 本学の他研究科において開講されている専門科目について、2単位まで修了に必要な専門科目に含めることができる。

別表2 履修方法等

先進ヘルスケア工学院履修基準

授業科目区分	修了に必要な単位	摘 要
医学系専門科目	12単位（必修）	
工学系専門科目	10単位（必修）	
工学系専門科目 及びMOT科目	8単位以上（選択）	<p>(1) 工学系専門科目及びMOT科目からあわせて8単位以上修得すること。ただし、そのうち6単位以上は工学系専門科目から修得すること。</p> <p>(2) 理工学研究科の専門科目を修得して2単位まで工学系専門科目に含めることができる。</p>
計	30単位以上	